⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for AIST.
② have Grade B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders by National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (in the fiscal year, 2007, 2008 and 2009)
⑺ Time-limit for Tender: 17:00, November 25, 2009
⑻ Contact point for the notice: Hiroshi Hyuuga, Procurement Division, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, 1―1―1, Umezono, Tukuba-shi, Ibaraki-ken 305―8568 Japan. TEL 029―862―6953

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月7日
独立行政法人電子航法研究所
理事長　平澤　愛祥
◎調達機関番号　551　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　71、27
⑵ 購入等件名及び数量
ＡＴＭパフォーマンス評価システムの機能追加　一式
⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷ 納入期限　平成22年３月５日
⑸ 納入場所　電子航法研究所
⑹ 入札方法　上記の件名の他納入に要する諸費用を含めた額で行う。
入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴ 独立行政法人電子航法研究所契約事務取扱細則第３条の規定に該当しない者であること。
⑵ 平成21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされている者であること。
⑶ 官庁（国土交通省航空局）から指名停止を受けている期間中に該当しない者
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている申請書を平成21年11月13日17時00分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された申請書の審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書の提出場所等
⑴ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒182―0012 東京都調布市深大寺東町７―42―23　電子航法研究所総務課契約係　吉富　康之　電話0422―41―3476
⑵ 入札説明書の交付方法　平成21年11月13日まで、電子航法研究所ウェブサイト上にて交付する。http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_choutatsu.htm
⑶ 入札書の受領期限　平成21年11月26日17時00分
⑷ 開札の日時及び場所　平成21年11月27日15時30分　電子航法研究所本館２階
5　その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷ 契約書作成の要否　要。
⑸ 落札者の決定方法　予定価格制限の範囲内で入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
⑹ 詳細は入札説明書による。
⑺ 手続きにおける交渉の有無　無。
6　Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRASAWA Chikayoshi President of Electronic Navigation Research Institute
⑵ Classification of the services to be procured: 71, 27
⑶ Nature and quantity of the products to be required: The Function Addition for the ATM Performance Assesment System, 1 set
⑷ Delivery period: by 5 March, 2010
⑸ Delivery place: Electronic Navigation Research Institute
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
① not come under Article 3 of the Regulation concerning the contract for Electronic Navigation Research Institute Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
② Have Grade A or B in "Offer of services" in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure and Transport (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007・2008・2009.
③ have proven to have actually manufactured the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned.
④ Not come under nomination suspension by Japanese government office (Civil Aviation Bureau).
⑺ Time-limit for tender: 17:00 26 November, 2009.
⑻ Contact point for the notice: YOSHITOMI Yasuyuki, Contract section, General Affairs Division, Electronic Navigation Research Institute, 7―42―23, Jindaiji-higashimachi Chofu-shi, Tokyo 182―0012 Japan. TEL 0422―41―3476

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月7日
日本私立学校振興・共済事業団
理事長　鳥居　泰彦
◎調達機関番号　404　◎所在地番号　13
○第７号
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　26
⑵ 調達物品名及び数量
「教職員の生涯生活設計ガイドブック【ライフマップ】」14,200部、「教職員の退職準備ガイドブック【セカンドライフマップ】」14,200部、「私学事業団加入者向け【教職員の退職前後の手続きガイドブック】」14,200部）
⑶ 調達物品の特質等　入札説明書による。
⑷ 納入期限　平成22年１月８日他
⑸ 納入場所　日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部及び指定する場所。
⑹ 入札方法　上記１⑵の総価をもって入札に付する。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴ 日本私立学校振興・共済事業団会計規程第25条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵ 日本私立学校振興・共済事業団会計規程第26条の規定に該当しない者であること。
⑶ 国等から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。